

# 山梨市ベビー用品レンタル事業

～ベビーベッド、ベビーシート、ベビーバスをお貸しします～

山梨市では、乳児の保護者の経済的負担を軽減するため、ベビーベッドなどの乳児用品を無償で貸出しする「山梨市乳児用品貸出し事業」を実施しています。

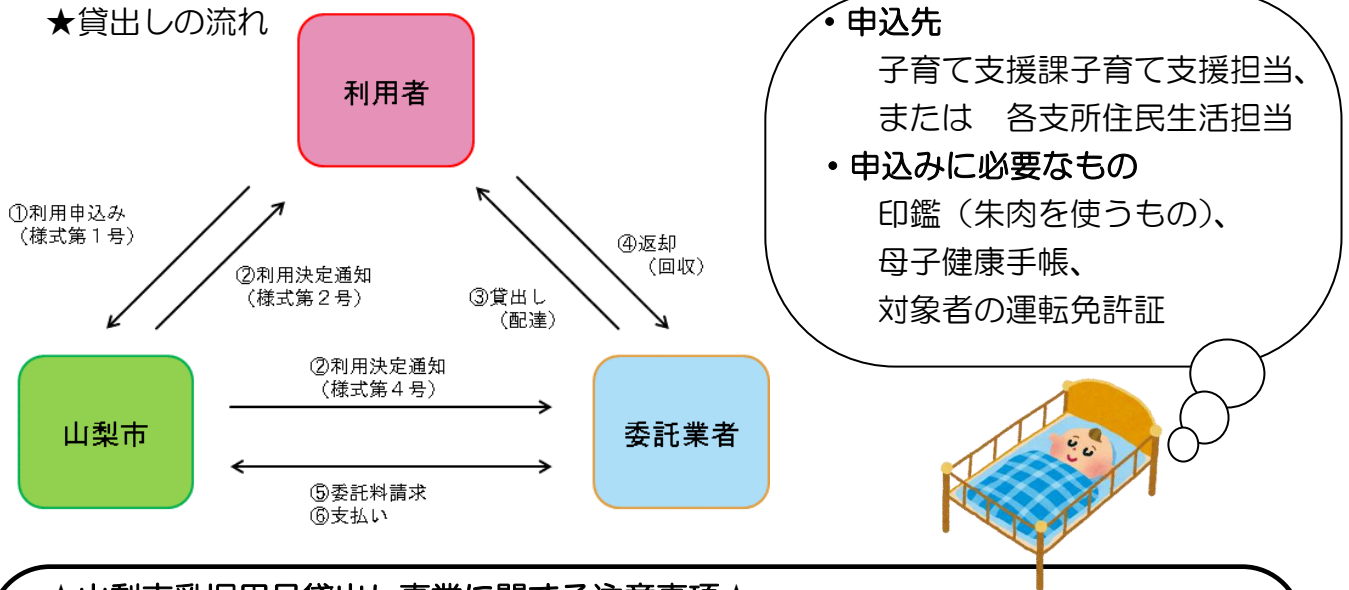
## ★取扱品目

	対象者 (市内に住所を有する次の者)	貸出期間 <sup>※2</sup>
ベビーベッド	乳児と同一世帯の保護者	乳児の満1歳の誕生日まで
ベビーシート	乳児と同一世帯の保護者 または祖父母 <sup>※1</sup>	乳児の満1歳の誕生日まで (祖父母の場合は乳児の誕生日から3か月以内)
ベビーバス	乳児と同一世帯の保護者 または祖父母	乳児の誕生日から3か月以内

※1 ただし、道路交通法第3条に規定する普通自動車を運転できる運転免許を受けている者で、チャイルドシート等を装着できる自動車を所有している者

※2 出産予定日の1か月前から受付・貸出し可能とする

## ★貸出しの流れ



## ★山梨市乳児用品貸出し事業に関する注意事項★

1. 乳児用品貸出し事業を利用する前に「山梨市乳児用品貸出し事業実施要綱」をお読みください。
2. 事業の実施にあたり、申込書に記載していただいた内容を市が委託する民間事業者へ情報提供いたします。
3. 使用に関しては、使用説明書等に従い、安全・適正かつ大切に使用してください。
4. 貸出品の使用・管理については、各個人の責任において行ってください。
5. 第三者に譲渡もしくは転貸し、転出後の継続利用はできません。
6. 貸出品を破損・滅失等した場合は速やかに市に届け出てください。故意または過失により破損・滅失等した場合は、実費弁償していただきます。
7. 要綱第12条に該当したときは、速やかに貸出品を返却してください。

〇お問い合わせ先 山梨市役所 子育て支援課 子育て支援担当  
☎ 22-1111 (内線1155・1156)

